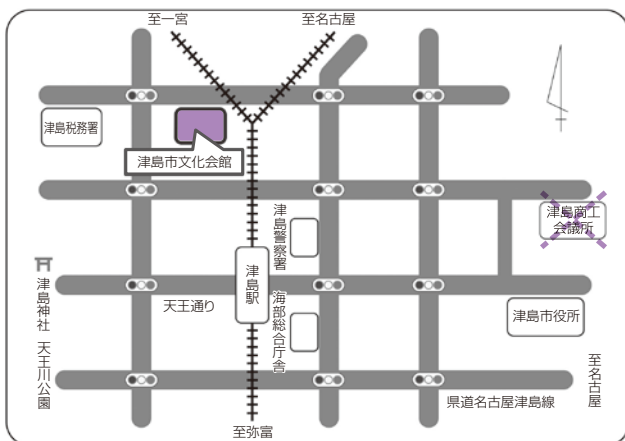


所得税や市・県民税の 申告は正しくお早めに



令和2年分の所得(所得税、市・県民税)の申告が始まります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**簡単・便利な自宅等からのe-Taxや郵送での申告書提出にご協力をお願いします。**

税務署では確定申告書用紙の送付の見直しを行い、申告書用紙に代え、「確定申告のお知らせ」はがきが送付されますのでご注意ください。

問合 所得税 津島税務署 ☎26-2161
市・県民税 市税務課市民税G ☎55-9263

①津島税務署が開設する申告受付会場

場所	期間	受付時間
津島市文化会館	2月16日(火)～3月15日(月)の平日 2月21日(日)、28日(日)	午前9時～午後5時 (午後4時までにお越しください)

感染症対策を講じるため、受付を早めに終了する場合があります。

②市が開設する申告受付会場

場所	期間	受付時間
市役所4階大会議室	2月16日(火)～3月15日(月)の平日	午前8時30分～11時 午後1時～4時
神守支所	2月16日(火)～22日(月)の平日 3月1日(月)～15日(月)の平日	午前9時～11時 午後1時～4時
神島田連絡所	2月24日(水)～26日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時

感染症対策のため**入場制限**を行います。申告期間中は、会場入口に設置する「番号札」による受付を行います。混雑状況により**入場いただけないこと**や**受付時間前でも番号札が終了する**場合があります。また、**複数の配当所得や給与所得、寄附金控除を申告される方、医療費控除明細書等が未作成の方は当日受付をお断りする場合があります。**

皆さんの安全確保のためにも、申告書は会場入口付近に設置する**申告書受付箱**への投函、または**郵送**による提出にご協力をお願いします。

提出先 〒496-8686(住所不要) 津島市役所税務課宛

- ・市・県民税申告書は市ホームページからダウンロードできます。
- ・市・県民税の申告に限り、申告期間前でも市役所2階税務課窓口で随時受付します(開庁日に限る)。
- ・申告会場入口付近での混雑緩和にご協力をお願いします。
- ・受付番号ごとの目安となる受付時間帯を番号札と会場入口に掲示しますので、再度その時間帯にご来場ください。
- ・37.5度以上の発熱の症状のある方や体調の優れない方は、来場をお控えください。
- ・ご来場の際はマスクの着用をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症の動向により、申告会場を閉鎖することもあります。

所得税の確定申告

昨年1年間の事業や収入の総決算です。事業をしている方、公的年金収入以外にも収入のある方、または給与と収入のある方でも次に該当する場合は確定申告をしてください。

給与の年収が2000万円を超える方

給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

給与の支払いを2力所以上から受けており、年末調整されていない給与の収入金額と給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

確定申告をしないと所得税が還付される方

申告期間会場

①②のとおり

市・県民税の申告

令和3年1月1日現在、市内に居住している次の方は、市・県民税の申告をしてください。なお、所得税の確定申告書を提出した方は、あらかじめ市・県民税の申告をする必要はありません。

令和2年中に所得があった方

給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されていない方

給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の方

公的年金収入400万円以下かつ公的年金以外の所得が20万円以下の方で、源泉徴収票以外の所得控除等がある方

特定配当等に係る所得および特定株式等譲渡所得について所得税と異なる課税方式を選択される方

災害や盗難などの雑損控除や医療費控除などを受けようとする方

住所が市外にあつて、事務所、事業所、家屋敷が市内にある方

申告期間会場

②のとおり

申告の相談をされる方へ

◆次の方は、津島税務署(津島市文化会館内申告会場)へ

個人事業主で青色申告決算書が未作成または作成の相談をされる方

確定申告をされる方で事業所得(営業等、農業)または不動産所得の収支内訳書が未作成の方

令和2年中に土地や家屋、株式を売却された方

家屋の新築または購入などにより新たに住宅借入金等特別控除を受けられる方

死亡した方の確定申告をされる方

◆医療費控除の適用には「医療費控除の明細書」の添付が必要です

「医療費控除の明細書」は「医療を受けた方」「病院等」ごとにまとめて記入し、生命保険や社会保険などで補てんされる金額も記入します。なお、申告書に医療費の領収書の添付は不要ですが、領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

また、医療保険者からの医療費通知を添付する場合は、医療費通知に記載されている分について明細の作成を省略できます。

医療費控除は、その年中に支払った医療費から保険金などで補てんされる金額を差し引き、残った額から10万円または所得金額の5%のどちらか少ない額を差し引いた額が控除額になります。支払った医療費の全額が控除額にはなりません。



◆申告書の作成にはマイナンバー(12桁)の記載および本人確認書類の提示が必要です

次の方法により本人確認(番号確認および身元確認)をします。

・個人番号カード
・通知カードや個人番号が記載された住民票の写しと運転免許証、パスポートなどの写真つき身分証明書

※写真つき身分証明書が困難な場合には健康保険証など

◆必要書類等の確認を

申告に必要な書類等は、あらかじめ確認の上、ご持参ください。また、税務署からの「確定申告のお知らせ」はがきがある方は、併せてお持ちください。

なお、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の納付額確認書については、市政のひろば1月号12ページをご覧ください。

必要書類は揃っていますか?

- ・本人確認書類
- ・源泉徴収票
- ・生命保険料および地震保険料の控除証明書
- ・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

など

令和2年分申告時の 主な注意点

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円 (所得制限なし)	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円
2,500万円超		適用なし

◆基礎控除の見直し
控除額が次の表のとおりとなり、合計所得金額が2,500万円を超える場合には基礎控除の適用がなくなりま

◆給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替
給与所得控除・公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額が10万円引き上げになります。

給与所得控除・公的年金等控除	-10万円
基礎控除	+10万円 (38万円→48万円)

◆給与所得と年金所得の双方がある場合の所得金額調整控除
給与所得と年金所得の双方を有する方で、給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計金額が10万円を超える場合、最大10万円が給与所得金額から控除されます。

◆子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

次のいずれかの要件に該当する方で、給与等の収入金額が850万円(上限1,000万円)を超える場合には、給与の収入金額から850万円を控除した金額の10%に相当する金額(上限15万円)が給与所得の金額から控除されます。

- ・23歳未満の扶養親族を有する
- ・本人が特別障害者
- ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

◆扶養控除等の所得要件の見直し

扶養控除等の合計所得金額の要件が一律10万円引き上げになります。

(例)同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額
38万円以下↓48万円以下

◆寡婦控除の見直しおよびひとり親控除の創設

寡婦控除は合計所得金額が500万円以下の場合に控除が適用となり、合計所得金額が500万円を超える場合の寡婦控除の適用はなくなりました。また、性別や婚姻歴の有無にかかわらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する方で合計所得金額が500万円以下の場合には、ひとり親控除が適用されることとなりました。

あなたの申告は？

下記の①②③の当てはまるところで確認してください。

①給与

年末調整は済んでいますか？

はい

いいえ

次のうち1つでも該当しますか？

・年末調整済以外の給与がある。・年金など給与以外の所得がある。

はい

いいえ

それは20万円を超えていますか？

はい

いいえ

控除に変更がありますか？

〔扶養控除・住宅借入金等特別控除・医療費控除・雑損控除等〕

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。

所得税の確定申告をしてください。

申告の必要はありません。

次のうち1つでも該当しますか？

・給与を2カ所以上からもらっている。
・給与が103万円を超える。
・源泉徴収されている。
・年金など給与以外の所得が20万円を超える。

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

所得税の確定申告の必要はありませんが、扶養親族の状況、各種控除合計額によって市・県民税の申告が必要となる場合があります。

②個人事業など

個人事業

不動産などの収入

土地・家屋の売却

昨年、所得税の確定申告をしましたか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

所得額が控除額を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。

③年金

1年間の年金収入が400万円を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

年金以外の所得が1年間で20万円を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

あなたの年齢は65歳以上ですか？
(昭和31年1月1日以前生まれの方)

はい

いいえ

年金収入が年間で148万円を超えますか？

年金収入が年間で98万円を超えますか？

申告の必要はありません。
ただし、源泉徴収されている方は所得税の確定申告をすると所得税が還付されます。

市・県民税の申告をしてください(源泉徴収票どおりの場合は、申告の必要はありません)。ただし、収入金額や扶養親族の状況、各種控除によって所得税の確定申告が必要となる場合があります。

※給与所得と年金所得がある方は、年金収入が400万円以下であっても、給与所得が20万円を超えていれば、今までどおり確定申告書の提出が必要となります。

①②③のいずれにも当てはまらない方

家族の扶養に入っていますか？(税法上の扶養)

はい

いいえ

申告の必要はありません。

市・県民税の申告をしてください。

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入の方、福祉医療制度を利用の方などは、収入がない場合でも申告してください。